

経営安定資金②

(災害復旧関連)

この資金の特徴

- ☑ 災害その他の突発的事由の影響を受けている方向けの資金です。
- ☑ 『大臣指定等貸付』と『知事指定等貸付』があります。

(『大臣指定等貸付(3号・4号)』の申込みに当たっては、予め市町村長の認定が必要です。)

次のような方が対象です

- 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき政令で定める地域内に事業所を有し、激甚災害を受けた者のうち災害関係保証を利用するもの。
【大臣指定等貸付(激甚災害)】
- 経済産業大臣が指定した突発的災害(事故、自然災害等)の発生に起因して売上高が減少している。
【大臣指定等貸付(セーフティネット保証3号・4号)】
- 経済産業大臣が指定した内外の金融秩序の混乱その他の突発的事由の影響を受けている。
【大臣指定等貸付(危機関連保証)】
- 県内で災害の影響を受け、市町村長等の発行する『罹災証明』を受けた。【知事指定等貸付】

融資条件

		大臣指定等貸付		知事指定等貸付	
		設備資金	運転資金	設備資金	運転資金
限 度 額 (＊1)		① 8, 000万円	② 8, 000万円	③ 8, 000万円	④ 8, 000万円
		①②併用の場合は、合計1億6, 000万円		③④併用の場合は、合計1億6, 000万円	
		①③又は②④併用の場合は、それぞれ合計8, 000万円			
利 率	5年超10年以内	年1. 5％以内		年1. 6％以内	
	3年超 5年以内	年1. 4％以内		年1. 5％以内	
	1年超 3年以内	年1. 3％以内		年1. 4％以内	
		令和7年10月1日現在の利率です。(固定金利)			
期間・償還方法		1年超10年以内			
		据置2年以内 元金均等月賦償還			
担 保		取扱金融機関及び信用保証協会との協議により定める			
保 証 人		個人：原則として不要 法人：原則として代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度の要件を満たし、経営者による保証の提供を希望しない場合は不要			
信 用 保 証		付する (保証料 年0. 80％以内)		付する (保証料年0. 45％～1. 59％以内)	
		事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0. 25％又は0. 45％が上乗せとなる			

※1 中小企業組合の場合、設備資金(①、③)は1億円、運転資金(②、④)は8,000万円となり、併用の場合は1億8,000万円となります。

資金使途

設備資金	運転資金
激甚災害・知事指定：災害の復旧に必要なもの セーフティネット3号・4号・危機関連保証：経営の安定に必要なもの	激甚災害・知事指定：災害の復旧に必要なもの セーフティネット3号・4号・危機関連保証：経営の安定に必要なもの

ただし、次の資金使途は融資対象になりません。

- × 土地、住宅、株式、乗用車の取得資金
- × 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金
- × 土地・建物等の賃借に伴う保証金等の支払いに充てる資金
- × 借入金の返済、納税に充てる資金、転貸資金
- × 申込者以外が使用する設備のための資金
- × 設置済み又は支払済みの設備のための資金 等

融 資 対 象 者

経営安定資金(災害復旧関連)は、次の全てに該当する中小企業者(個人、会社、NPO法人等)及び中小企業組合を対象としています。

1 貸付毎に定めている条件を満たしている。

大臣指定等貸付	知事指定等貸付
次のア～ウのいずれかに該当する。 ア 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき政令で定める地域内に事業所を有し、激甚災害の影響を受けており、市町村長等の発行する罹災証明を受けている。 イ 経済産業大臣が指定した突発的災害(事故、自然災害等)の影響を受けており、セーフティネット保証の認定(*3)を受けている。 ウ 経済産業大臣が指定した内外の金融秩序の混乱その他の突発的事由の影響を受けており、危機関連保証の認定を受けている。	県内で災害の影響を受け、市町村長等の発行する罹災証明を受けている。

*3 セーフティネット保証、危機関連保証については、各市町村の商工担当課にお問い合わせください。

2 信用保証対象業種(*4)を営んでいる。

*4 一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。

ただし、原則として農林漁業、金融業(一部例外あり)、学校法人、宗教法人等は対象となりません。

3 県内で客観的に事業に着手していること。

4 事業税等を滞納していない。

5 事業に必要な許認可等を取得している。 等

融資については取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしてもご希望に添えない場合があります。

申込みにあたっての必要書類

申込みに必要な書類	備考
埼玉県中小企業制度融資申込書(県所定様式1)	・受付機関にて配布、もしくは県HPからもダウンロードできます。
事業税の納税証明書等(納期限が到来している場合)	・事業税の税額等の証明又は滞納がないことの証明 ・個人事業税の課税対象とならない事業を営んでいる個人は、県民税及び市町村民税の納税証明書等
最新2期分の確定申告書(決算書)の写し	・1期目の確定申告又は決算が終了していない場合不要
許可書・登録書等の写し	・必要な業種の場合
特約書(ひな形:県所定様式28)	・融資実行に先立ち取扱金融機関に提出
見積書の写し等(設備資金の場合)	・見積書、カタログ等の資金使途が分かる資料
本資金の利用に係る必要書類	・セーフティネット保証の認定書(激甚災害要件以外の場合) ・罹災証明書(激甚災害要件の場合)
【信用保証協会必要書類】	・印鑑証明書、登記事項証明書等 ・事業者選択型経営者保証非提供制度に基づき保証人による保証の提供を希望しない場合は保証協会所定の「『事業者選択型経営者保証非提供制度』要件確認書兼誓約書」、提供する場合は保証協会所定の「『経営者保証に関するガイドライン』等」に係るご説明

※ 金融機関や保証協会の審査過程において、上記以外の書類が必要となる場合があります。

受 付 場 所

事業所が所在する地区の商工会議所・商工会
(中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会)

取 扱 金 融 機 関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫
の、原則県内に所在する本支店

(日本政策金融公庫、ゆうちょ銀行、農業協同組合、労働金庫では取り扱いができません。)

お問い合わせはこちらまで

・埼玉県産業労働部金融課企画・制度融資担当
電 話：048-830-3801・3803
さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県庁本庁舎5階
・事業所が所在する地区の商工会議所・商工会
・組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会



詳細につきましては、県金融課ホームページ
をご覧ください。 **埼玉県制度融資で検索**

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/>